

盛岡広域振興局長告示第57号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山王海土地改良区（紫波郡紫波町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年9月11日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 就任

理事

坂本幸男 紫波郡紫波町宮手字泉屋敷37番地  
高橋勘一 " " 南日詰字梅田101番地  
小田中英世 " " 片寄字上久保16番地  
阿部嘉一 " " 土館字沖田79番地2  
似内政憲 花巻市石鳥谷町中寺林第2地割34番地  
八重樫康治 " " 北寺林第5地割491番地2  
鎌田和正 盛岡市西青山二丁目22番18号

2 退任

理事

高橋勘一 紫波郡紫波町南日詰字梅田101番地  
小田中英世 " " 片寄字上久保16番地  
似内政憲 花巻市石鳥谷町中寺林第2地割34番地  
北條喜久男 紫波郡紫波町土館字金田29番地  
坂本幸男 " " 宮手字泉屋敷37番地  
八重樫康治 花巻市石鳥谷町北寺林第5地割491番地2  
小原正好 " " 上口二丁目9番地7